

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書

令和 年 月 日

熊谷市農業委員長 あて

届出者 氏名

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項第7号の規定により届け出ます。

		記 住 所						
1	届出者の住所等							
2	土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積 ㎡	土地所有者 住所・氏名	耕作者 住所・氏名
				登記簿	現況			
	計 ㎡ (田 ㎡ 畑 ㎡)							
3	転用計画	転用の目的						
		転用の時期	工事着工時期					
			工事完了時期					
	転用の目的に係る 事業又は施設の概要							
4	転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要							

受理通知書

熊農委第 号
令和 年 月 日

熊谷市農業委員長

印

上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第3条第2項の規定により通知する。

農地法第4条(市街化区域)の転用手続について

令和7年7月

届出は、随時受付けています。

1 転用にあって

- ・過去に転用届出済で、既に目的どおりの転用行為がされた土地については、法務局で地目変更登記を行ってください。
- ・分筆が必要な場合は、原則として、分筆を行ってから手続をしてください。
- ・転用する土地が区画整理地内の場合には、仮換地証明、仮換地指定図及び重ね図を添付してください。

また、土地の表記にあたっては、従前地の情報(地番、地積など)を黒字で記入し、その下段に**仮換地の情報を朱書き**してください。

2 農地法第4条の届出に係る添付書類等一覧

*農地法第4条届出書(2枚)		(市街化区域内の権利保有地を自己用に転用する場合)	
添付書類	1部	添付書類	1部
1. 土地全部事項証明書 (原本、法務局で発行された発行後3か月以内のもの)		5. 委任状(代理申請の場合)	
2. 本人確認書類 ・下部に記載の「本人確認書類について」を参照してください。 ・法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書を提出してください。		6. 土地区画整理事業地内の場合 ・仮換地証明書(又は土地家屋の所在証明) ・仮換地指定図 ・重ね図	
3. 位置図(くまっぷの地形図等) 届出地の位置、方位を明示 縮尺は1/10,000から1/50,000としてください。		7. その他必要とされる書類 ・所有者の土地全部事項証明書の住所が現住所と異なる場合は、現住所への推移が確認できる書類(住民票等) ・届出書の内容により、別途書類の提出をお願いすることがあります。	
4. 公図の写し(発行後3か月以内のもの) 届出地位置を朱書きで明示			

※以下の事項に該当するものは、事前に手続を済ませておいてください。()内は手続き先

- ・土地改良区の受益地区内にある場合 (届出地を管轄する土地改良区)
- ・農業者年金(経営移譲年金)受給者である場合 (農業委員会事務局)
- ・国土利用計画法の手続を必要とする場合 (都市計画課)
- ・届出地が生産緑地指定農地である場合 (都市計画課)
- ・譲渡人が相続税又は贈与税の納税猶予の適用を受けている場合(税務署)

・本人確認書類について

届出者が窓口へ届出書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかを提示するか、写しを提出してください。(有効期間があるものは、その有効期間内のものに限り、)ただし、代理人が持参する場合や郵送する場合は、届出者の本人確認書類として、次のいずれかの書類を提示ではなく、その写しを提出してください。

【1点の確認が必要なもの】

運転免許証、運転経歴証明書、個人番号カード、旅券、在留カード又は特別永住者証明書 等

【2点の確認が必要なもの】

健康保険の被保険者証(又は資格証明書)、年金手帳又は在学証明書 等

※1 本人確認書類として個人番号カードの写しを提出する場合、個人番号の部分は黒く塗潰す等、番号が見えない加工をした上で提出してください。

※2 届出者が法人の場合は、法人の履歴事項全部証明書により確認します。

・転用後は、**地目変更登記を忘れずに行ってください。**

・**受理通知書は、再発行いたしません**ので、大切に保管してください。

・届出書提出から受理通知書交付までに、土日等休日を除き5日程度かかります。

●お問い合わせ先 熊谷市農業委員会事務局(妻沼庁舎) 電話048-588-9985